

鳴門市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年5月30日

令和 8年5月22日（改定）

鳴門市新型インフルエンザ等対策行動計画 目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	5
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	5
第1節 感染症危機を取り巻く状況	5
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	6
第2章 市行動計画と感染症危機対応	7
第1節 市行動計画の策定及び改定	7
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	8
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方	8
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	8
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	9
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	11
第4節 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	13
第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	16
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目	19
第1節 市行動計画における対策項目等	19
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等	20
第1節 市行動計画の実効性確保	20
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	22
第1章 実施体制	22
第1節 準備期	22
第2節 初動期	23
第3節 対応期	24
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	25
第1節 準備期	25
第2節 初動期	27
第3節 対応期	29
第3章 まん延防止	31
第1節 準備期	31
第2節 初動期	32
第3節 対応期	33
第4章 ワクチン	35
第1節 準備期	35
第2節 初動期	37
第3節 対応期	38
第5章 保健	40
第1節 準備期	40
第2節 初動期	41
第3節 対応期	42

第6章 物資	43
第1節 準備期	43
第2節 初動期～対応期	44
第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保	45
第1節 準備期	45
第2節 初動期	46
第3節 対応期	47

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年（2020年）以降、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症についても、その感染性の高さや病原性の強さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

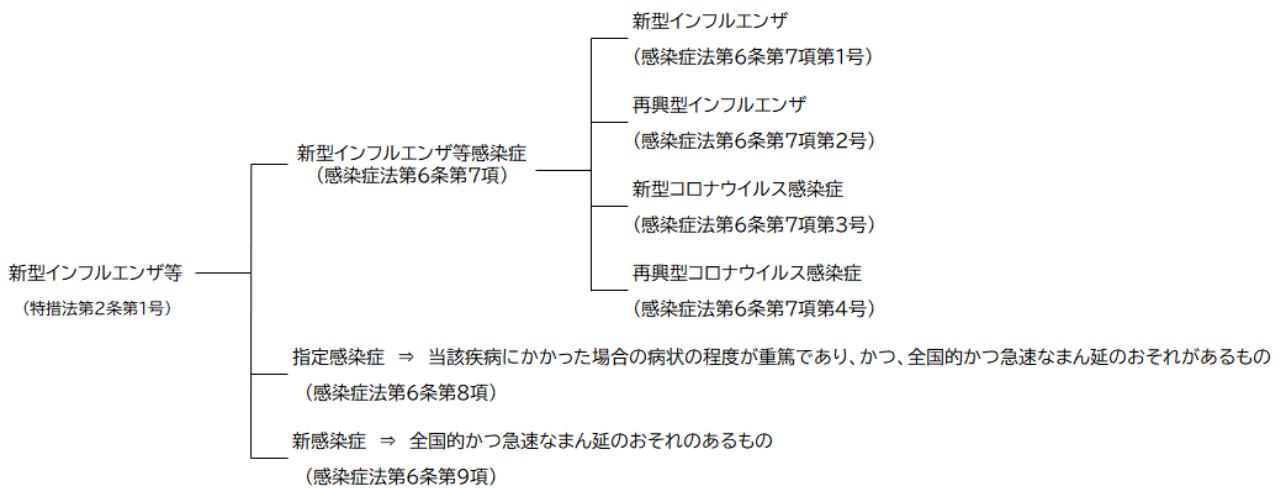
特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものである。

具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

である。

図表1 新型インフルエンザ等



第2章 市行動計画と感染症危機対応

第1節 市行動計画の策定及び改定

平成25年6月、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が策定された。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県及び市町村がそれぞれ行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものである。その後、令和6年7月、新型コロナ対応の経験を踏まえ、政府行動計画が改定された。

今般の政府行動計画の改定は、新型コロナ対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会を目指すものである。また、徳島県（以下「県」という。）においても政府行動計画の改定を受け、令和7年1月、県における新型コロナ対応の経験を踏まえた徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が改定された。

本市では、特措法の制定以前から、市民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の停滞を招かないようにするため、平成21年5月に「鳴門市新型インフルエンザ対策行動計画」を、同年11月には「鳴門市業務継続計画〈新型インフルエンザ編〉」を策定した。

その後、地域における発生状況等を踏まえ柔軟に対応するため、平成23年9月に国の行動計画が、同年11月に県の行動計画がそれぞれ改定されたことを受け、本市においても、県から示された「市町村行動計画標準例」に準拠し、平成25年3月に行動計画を改定するなど、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

また、平成25年3月には、徳島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合に、市長を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。任意設置を含む。）を速やかに設置し、全庁を挙げて対策を推進するため、「鳴門市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、体制整備を図ってきた。

さらに、特措法施行後においては、特措法の施行に伴う国及び県の新たな行動計画の策定を受け、これら行動計画との整合性を確保しつつ、従前の「鳴門市新型インフルエンザ対策行動計画」に代え、特措法第8条の規定に基づき、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性を有する新感染症を含めた対策を講じるため、平成26年5月に「鳴門市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を新たに策定した。

今般、政府行動計画及び県行動計画が改定されたことを受け、市行動計画を改定する。

なお、国及び県は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画及び県行動計画の変更を行うとしていることから、本市においても、国の動向や県での取組状況等を踏まえ、必要に応じ、市行動計画の改定を行う。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、県が行う感染症法に基づく医療措置協定等による医療提供体制の強化策に協力しながら、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2. 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び地域経済への影響を軽減する。
- ・市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・市内での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供に関する業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを負うことになりかねない。

政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

政府行動計画においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしている。

県行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとしており、市行動計画においても新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、図表2のとおり、一連の流れをもった戦略を確立する（具体的な対策については、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する）。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、県による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、すべての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性がある場合は、そのことについて周知し、市民等の理解を得るための呼びかけを行うことも必要である。

あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、これらの公衆衛生対策がより重要である。

図表2 時期に応じた戦略

時期		戦略
準備期	発生前の段階	有事に想定される対策を迅速かつ的確に講ずるために必要な訓練や人材育成、デジタル技術を活用した情報収集体制の構築、医療提供体制・検査体制等への協力、ワクチンや治療薬等の供給への協力を行う。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	国内外における感染症情報の発生を探知して以降、準備期における検討等に基づき、新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。また、得られた知見に関する情報提供・共有、双方向的なリスクコミュニケーションといった取組を極めて迅速に行っていく。
対応期	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	国や県と連携し、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じて県が行う、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等への協力を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。 また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。
	国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。また、地域の実情等に応じて、県や国の関係省庁が政府対策本部の協議結果を踏まえ、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行時には、感染対策の見直し等を行う。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

1. 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の(1)から(4)までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- (1) 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- (2) 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- (3) 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- (4) 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

2. 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の1の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう図表3のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

図表3 初動期及び対応期の有事のシナリオ

時期		シナリオ
初動期		感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部及び県対策本部が設置されて、国の基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。 市対策本部を設置し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 コールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	市対策本部の設置後、国又は県内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、国や県とまずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえた国や県のリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等へ協力する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。 ワクチン接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、接種体制を構築し、接種を推進する。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

第4節 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1. 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有の基盤となるDXの推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国又は県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例が探知された後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて継続的に点検や改善を行う。

(4) 医療提供体制、リスクコミュニケーション等、平時の備えや取組

感染症法や医療法（昭和23年法律第205号）等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について、県と連携し、平時からの取組を進める。

(5) DXの推進や人材育成等

負担軽減や情報の有効活用、国、県、市の連携のためのDXの推進や人材育成等、新型インフルエンザ等発生時の医療機関や保健所等の負担軽減を目指し、平時から医療関連情報を有効活用し、国、県、市の連携の円滑化等を図るためのDXを推進する。

また、平時から、中長期的な視野に立って感染症対応業務に係る人材育成を継続的に行う。

2. 感染拡大防止と地域経済のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止に当たっては、社会経済とのバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び地域経済への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から(4)までの取組により、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。市は、県等と連携し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切な情報共有の仕組みを構築する。

(2) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、医療提供体制、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。個々の対策の切替えのタイミングについて、県が目安等を示している場合は、当該目安等を踏まえて適切な時期に対策の切替えを実施する。

(3) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(4) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染症対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報の提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が発出された場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3. 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民等の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最低限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分に説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのよ

うな場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5. 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部及び県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、特に必要があると認めるときは、市は県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

6. 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

市は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、県と連携し、有事に備えた準備を行う。

7. 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄を進め、避難者の隔離などの対応が可能な避難所の確保等を進めることや、県と連携し、自宅療養者等の避難のための情報共有の連携体制を整えること等を進める。

また、感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、国及び県と連携し、発生地域の状況を適切に把握するとともに、必要に応じて、避難所での感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

8. 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、個人情報の保護に配慮した上で必要な内容を公表する。

第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体としての万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び当該会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2. 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実施する。

こうした取組においては、県は、市町村、感染症指定医療機関等で構成される徳島県感染症対策連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施

し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

【市の役割】

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び徳島県感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4. 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5. 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供に関する業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

6. 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

7. 市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等に関する知識を得るとと

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方

もに、日頃の健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実施するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

第1節 市行動計画における対策項目等

1. 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

2. 対策項目ごとの基本理念と目標

市行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取組を行うことが重要である。

なお、それぞれの対策項目の基本理念と目標については、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の各章で示す。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 市行動計画の実効性確保

1. EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

市は、国や県の分析結果・リスク評価に基づき、対策を講じる。

※EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）とは...

政策立案に当たり、経験や直感に頼るのではなく、客観的なデータや統計等の根拠（エビデンス）を重視し、政策の立案、実施及び評価を行う考え方をいう。

2. 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は、新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

県、市、市民等が幅広く対応に関係した新型コロナの経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

3. 実践的な訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて、継続的な点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、訓練の実施やそれに基づく点検・改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

4. 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に応じて、市行動計画について必要な見直しを行うことが重要である。

こうした観点から、市行動計画に基づく取組や、新型インフルエンザ等対策に係る人材育成及び人材確保の取組について、定期的にフォローアップを行い、その取組状況の把握と改善に努める。

国及び県においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画をはじめとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画及び県行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとしている。

市は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするため、必要に応じ、市行動計画の見直しを行う。

市行動計画の見直しに当たっては、県との連携を深める観点から、県からの情報提供や助言等を活用するとともに、平時からの対策の充実に資する好事例や研修等に関する情報提供を受けながら、取組の充実を図る。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理に係る実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画及び県行動計画が見直された場合には、上記の期間にかかわらず、必要に応じて、市行動計画について所要の見直しを行うものとする。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

1-1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2. 体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成するとともに、必要に応じ、変更する。その際、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見をあらかじめ聴く。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、県等の業務継続計画との整合性に配慮しながら必要に応じて変更する。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生等について、鳴門市新型インフルエンザ等庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を通じて庁内の情報共有に努めるとともに、県が対策本部を設置したときには、市内の感染状況や対応状況等を考慮し、速やかに市対策本部（任意設置を含む。）を立ち上げられるよう体制を整備する。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等を実施するとともに、健康福祉部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。
- ⑤ 市は、県や医療機関の研修等を積極的に活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材や行政職員等の養成等を行う。

1-3. 関係機関との連携

- ① 市は、国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。
- ② 市は、国、県及び指定（地方）公共団体と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、医師会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

1-4. 県による総合調整

市は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から、県が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、相互に着実な準備を進める。

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

そのため、市は、準備期における検討等に基づき、市対策本部等の立ち上げの検討を行い、庁内及び関係機関における対策の実施体制を構築・強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2-1. 新型インフルエンザ等の疑いを把握した場合の措置

国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあると判断した場合には、市が把握した情報を、速やかに関係部局や関係機関と情報共有し、市の初動対応についての検討を行う。

2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 府県対策本部が設置され、市対策本部が設置された場合には、市は、府県対策本部の基本的対応方針に基づき市が決定する対応方針や対応状況を踏まえ、感染状況等を考慮の上、市対策本部を設置し、情報の集約・共有を行い、庁内一体となって新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 市は、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断された場合には、国及び県の判断を踏まえ、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。
- ③ 市は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

2-4. 県による総合調整

- ① 市は、市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、県が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、市域にかかる新型インフルエンザ対策を実施する。
- ② 新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため、県が感染症法に基づいた入院勧告又は入院措置その他の措置に係る総合調整を実施する場合には、市は、当該総合調整に従い措置を行う。

第3節 対応期

【目的】

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況及び国の基本的対処方針の変更に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後及び県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求めることができる。また、新型インフルエンザ等対策に従事する市職員の心身への影響に配慮し、必要な支援体制の確保に努める。

3-1-2. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-1-3. 県による総合調整

- ① 市は、市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、県が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、市域に係る新型インフルエンザ等対策を実施する。
- ② 新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため、県が総合調整を実施する場合には、市は、当該総合調整に従い、適切な措置を講じる。

3-2. 緊急事態措置の検討

- ① 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。
- ② 市は、当該市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

【目的】

感染症危機管理において、対策を効果的に行うためには、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

市民等が、可能な限り、科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、県及び市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理する。

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 平時における市民への情報提供・共有

市は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報及び発生時に市民等が取るべき行動等について、市民等の理解を深めるため、広報紙、市ホームページ、SNS等の各種媒体を活用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、情報提供・共有を行う。これらの取組を通じ、国、県及び市による情報提供・共有が、市民等にとって有用な情報源として認知され、信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が、地域社会全体における感染拡大防止に大きく寄与することについて、分かりやすく啓発を行う。

また、提供・共有すべき情報の内容及び配慮が必要な方（高齢者、こども、日本語を母語としない方等）への情報提供・共有の媒体や方法についてあらかじめ整理しておく。

なお、保育施設、学校、職場等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等においては、重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県をはじめ、庁内の関係部局と連携しながら、感染症及び公衆衛生対策に関する情報について、丁寧な情報提供・共有を行う。

また、学校教育の現場をはじめ、こども及びその保護者に対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰もが感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見や差別的な取扱いは、決して許されるものではないことについて、平時から啓発を行う。

また、偏見・差別等が、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の妨げにもなること等についても、啓発する。これらの取組を通じ、国、県及び市による情報提供・共

有が有用な情報源として、市民等に認知されるよう努める。

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布や、SNS 等により信頼性の高い情報とそうでない情報が混在し不安や混乱が生じるインフォデミックが発生し得ることを踏まえ、市民等の情報リテラシーの向上を図るため、各種媒体を活用した啓発を行う。

また、ワクチン接種、治療薬、治療法等に関する科学的根拠が不確かな情報の拡散状況に留意し、科学的知見に基づいた正確な情報を繰り返し提供・共有する。

これらの取組を通じ、市民等が正しい情報を円滑に入手できる環境の整備に努めるとともに、県及び市による情報提供・共有が有用な情報源として認知・信頼されるよう努める。

1-1-4. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有の体制整備

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語を母語としない方、視覚や聴覚等に障害のある方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
- ② 市は、有事において、国及び県から提供される情報や専門的知見を踏まえつつ、市民等へ速やかに情報提供・共有が行えるよう、必要に応じて専門家等から助言を得ながら、情報提供・共有の方法、コールセンター等の設置を含む相談体制の整備、リスクコミュニケーションの在り方について検討する。
- ③ 市は、感染症に関する情報提供・共有にあたり、市民等が必要とする情報や不安を把握しながら、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うとともに、その結果を今後の情報提供・共有に反映させる仕組みを整理する。

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、国及び県から提供される、その時点で把握されている科学的知見等に基づく、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、市民等が当該感染症の全体像を理解できるよう、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報を速やかに整理し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

- ② 市は、県が行う感染症情報の公表や説明について、市民等の理解の増進に資するため、必要に応じて県と連携し、情報の補足説明や周知・広報を行うとともに、県から求めがあった場合には、必要な情報の提供に協力する。

- ③ 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止め方が多様であることを踏まえ、準備期に整備した情報提供・共有の方法等を活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会全体における感染拡大防止に大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を行うとともに、不安や混乱を招かないよう、冷静な対応を促すメッセージの発信に努める。

- ④ 市は、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語を母語としない方、視覚や聴覚等に障害のある方等への適切な配慮を行い、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、感染症対策を円滑に進めるため、SNSの動向や市民等からの相談・意見等を把握しながら、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、国や県が設置したホームページ等を市民等へ周知するとともに、Q&Aの公表やコールセンター等の設置を通じて、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 市は、感染症は誰もが感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見や差別的な取扱い、決して許されるものではないことについて、その状況等

を踏まえつつ、適切に情報提供・共有を行う。

また、偏見・差別等が法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の妨げとなるおそれがあることについても、分かりやすく周知する。あわせて、偏見・差別等に関する相談窓口の情報を整理し、市民等に周知する。

- ② 市は、ワクチン接種、治療薬、治療法等に関する科学的根拠が不確かな情報を含む偽・誤情報の拡散状況に留意しつつ、その時点で得られている科学的知見等に基づく正確な情報を、繰り返し提供・共有することにより、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第3節 対応期

【目的】

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方を共有すること等を通じて、市民等が適切に判断し、行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項や地域の実情を踏まえつつ、感染症対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促すものとする。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速かつ分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消や冷静な対応の促進に努める。

3-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止め方が多様であることを踏まえ、必要に応じて専門的知見を有する者等の助言を踏まえつつ、準備期に整備した方法や利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、感染症の発生状況や感染拡大防止措置等の対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会全体における感染拡大防止に大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を行うとともに、不安や混乱を招かないよう、冷静な対応を促すメッセージの発信に努める。

- ② 市は、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語を母語としない方、視覚や聴覚等に障害のある方等への適切な配慮を行い、理解しやすい内容や方法で情報提供・共有を行う。

3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、感染症対策を円滑に進めるため、SNSの動向、市民等からの寄せられる意見や相談内容、アンケート調査等を通じて情報の受取手の反応や関心事項を把握しながら、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、国や県が設置したホームページ等を市民等へ周知するとともに、Q&Aの公表やコールセンター等の継続を通じて、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

3-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 市は、感染症は誰もが感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見や差別的な取扱い、決して許されるものではないことについて、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有を行う。

また、偏見・差別等が法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の

妨げとなるおそれがあることについても、分かりやすく周知する。あわせて、偏見・差別等に関する相談窓口の情報を整理し、市民等に周知する。

- ② 市は、ワクチン接種や治療薬、治療法等に関する科学的根拠が不確かな情報を含む偽・誤情報の拡散状況に留意しつつ、その時点で得られている科学的知見等に基づく正確な情報を、繰り返し提供・共有することにより、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

3-4. 感染状況の変化に応じた情報提供・共有

市は、感染状況や病原体の性状等に関する国・県のリスク評価の結果を踏まえ、対策の内容や変更理由等について、市民等が適切に判断・行動できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づき、分かりやすく説明を行う。また、特に影響の大きい年齢層に対しては、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有に努める。さらに、特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する段階では、移行に伴い留意すべき点について丁寧に情報提供・共有を行うとともに、順次、広報体制の縮小等を行う。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民等や事業者の理解促進に取り組む。

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練を行うことの必要性について理解促進を図る。
- ② 市は、国、県、学校及び高齢者施設等と連携し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- ③ 市は、国及び県と連携し、まん延防止等重点措置による営業時間の変更の要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得るまん延防止対策について、市民等及び事業者の理解促進を図る。
- ④ 市は、公共交通機関について適切な運送を図る観点から、感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等、その運行に当たっての留意点等について、国の調査研究の結果や県の対応を踏まえ、公共交通機関に周知する。

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を行うための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるように県の方針に協力する。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2-1. 市内でのまん延防止対策の準備

- ① 市は、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、県が実施する感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）に協力する。
- ② 市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

【目的】

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずること
で、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や地域経済への影響も
十分考慮する。

3-1. まん延防止対策の内容

市は、国や県が発出するまん延防止対策の方針等に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、
感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じ、国や県のまん
延防止対策へ積極的に協力する。その際、市民生活や地域経済への影響も十分考慮する。

3-2. 患者や濃厚接触者への対応

市は、県が感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者
への対応（外出自粛要請等）等の措置を行った場合、これに協力する。また、病原体の性状（病原性、
感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等によ
る感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合
には、県の対応に協力する。

3-3. 患者や濃厚接触者以外の市民等に対する情報提供等

3-3-1. 外出等に係る要請等

市は、県から外出自粛や都道府県間の移動自粛、まん延防止等重点措置・緊急事態措置に係る要請
がなされた場合には、これに協力する。

3-3-2. 基本的な感染対策に係る要請等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な
感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨するとともに、国及び県か
ら当該取組の徹底について要請がなされた場合には、これに協力する。

3-4. 事業者や学校等に対する要請

3-4-1. 営業時間の変更や休業要請等

市は、県がまん延防止等重点措置又は緊急事態措置として、事業者や施設管理者等に対し営業時間
の変更、施設の使用制限・停止（休業）等の要請を行った場合には、当該要請に協力する。

また、市は、県が事業者に対して職場における感染対策の徹底や、病院・高齢者施設等における感
染対策強化等を要請した場合には、関係機関と連携し当該要請の周知及び協力を図る。

3-4-2. 学級閉鎖・休校等の要請

市は、県から学校・保育施設等における感染対策に係る情報提供・共有がなされた場合には、関係
機関と連携し当該情報の周知及び活用を図る。また、県から学校保健安全法（昭和33年法律第56号）
に基づく臨時休業等を適切に行うよう要請がなされた場合には、学校の設置者等に対し必要な対応を
促す。

3-4-3. 公共交通機関に対する呼び掛け

市は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等、適切な感染対策を講ずるよう呼び掛けるとともに、人と人との接触機会を減らすため、必要に応じて、運行方法の変更等について呼び掛ける。

3-5. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

市は、国や県が行う病原体の性状・感染状況等に基づくリスク評価の結果、及び国・県が示すまん延防止対策の方針を踏まえ、感染状況の段階に応じた対応を判断する。また、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等を踏まえ、必要に応じてまん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用について県へ要請することを検討する。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

1-1. ワクチンの供給体制

市は、県が国の要請を受けて、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県医師会、県内の卸売販売業者団体等の関係者と協議をするに当たり、これに協力し、体制を構築する。

1-2. 基準に該当する事業者の登録（特定接種の場合）

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであり、対象となる登録事業者及び公務員の範囲等の詳細は国において定められる。

市は、国が行う特定接種の基準に該当する事業者の登録を進めるため、事業者に対する登録作業に係る周知に協力するとともに、登録手続について必要な協力を行う。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-3-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市を実施主体として、原則として集団的な接種により特定接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち市民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、市は、国の要請に応じて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

1-3-3. 住民接種

市は、平時から、迅速な予防接種等を実現するため、次に掲げる取組を行う。

- (1) 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- (2) 市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して、全国の医療機関と委託契約等により、本市以外においても住民が接種を受けられる体制の確保に向けた取組を進める。
- (3) 市は、接種を希望する市民が速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制整備、接種場所、接種時期の周知及び予約方法等、住民接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4. 情報提供・共有

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について市ホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

1-5. DXの推進

市は、得られる予防接種の接種記録等及び医療機関等から報告される副反応疑い報告を、国が整備するシステムを活用し、情報共有する。

第2節 初動期

【目的】

準備期から計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の準備

市は、特定接種又は住民接種の実施を見据え、国の接種の優先順位の考え方をもとに、接種体制等の必要な準備を行う。

2-1-2. 接種体制の構築

市は、県と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-1-3. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行うため、必要があると認めるときは、県を通じて医療関係者や医療関係団体に対して必要な協力の要請を行う。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、国及び県の方針を踏まえ、歯科医師、診療放射線技師等の関係職種について、接種への協力を求めることを検討する。

第3節 対応期

【目的】

市は、国及び県の方針に基づき、あらかじめ構築したワクチンの供給体制及び接種体制に基づき、接種を希望する市民が迅速かつ円滑にワクチン接種を受けられるよう努める。

また、実際のワクチン供給量や医療従事者等の体制の状況を踏まえ、関係者間で随時調整及び見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制の維持を図る。

さらに、ワクチン接種後に生じる副反応等について、国及び県と連携しながら適切な情報収集及び情報提供を行うとともに、健康被害が発生した場合に備え、国の救済制度について市民への周知に努める。

3-1. 接種体制

- ① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の流行株が変異した場合等、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように、接種体制の継続的な整備に努める。

3-2. 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国及び県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる対象者となる市職員に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-3. 住民接種

3-3-1. 予防接種の準備

市は、国及び県と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国が定める接種順位に従い、予防接種を実施するための準備を行う。

3-3-2. 予防接種体制の構築

市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

3-3-3. 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請に応じて、接種に関する情報提供・共有を行う。

3-4. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-5. 接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受

けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-6. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、国が収集したワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報、最新の科学的知見や海外の動向等を踏まえ、適切な安全対策について市民等へ適切な情報提供・共有を行う。

3-7. 情報提供・共有

- ① 市は、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。また、市民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。
- ② 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民等への周知・共有を行う。

第5章 保健

第1節 準備期

【目的】

市は、県が実施する感染症サーベイランス等に協力し、感染症の発生状況や地域における医療提供体制等に関する情報について、市民及び関係機関との共有を適切に行う体制を平時から整備する。

さらに、感染症危機発生時において、県及び関係機関との連携のもと、職員を対象とした研修・訓練の実施、必要な人員体制の確保、業務の整理及び継続を通じて、地域保健対策及び行政機能を継続的に実施できる体制の確保を図ることを目的とする。

1-1. 人材の確保

- ① 市は、感染症有事に備え、流行開始（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表）から概ね1か月間において想定される業務量に対応するため、市の感染症有事体制を構成する人員をあらかじめ確保する。
- ② 市は、平時から地域保健施策の推進及び健康危機管理体制の確保を図るため、保健師をはじめとする専門職の配置及び育成に努める。

1-2. 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 市は、新型インフルエンザ等をはじめとする感染症のまん延時には、情報量及び業務量が大幅に増大することを想定し、効率的な情報集約及び共有の在り方について検討を行う。
また、想定される業務量に的確に対応できるよう、人員体制、勤務体制、設備等の整備を図るとともに、感染症対応業務に従事する職員等の心身の負担軽減を図るため、メンタルヘルス支援を含む必要な対策を講ずる。
- ② 市は、感染症有事において円滑に業務継続計画へ移行できるよう、平時からICTの活用や外部委託等による業務の効率化・省力化に取り組むとともに、業務手順の見直しや事務の標準化を進める。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生及び感染症のまん延等に備え、業務継続計画に基づく対応が確実に実施できるよう、必要な知識の共有や職員への周知を図るとともに、健康福祉部門や危機管理部門に限らず全庁的な研修・訓練を計画的に実施し、地域の医療関係団体、大学等の関係機関との連携強化に取り組む。また、国や県が実施する研修等を積極的に活用し、職員の資質向上及び組織としての対応能力の向上に努める。

1-3. 多様な主体との連携体制の構築

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県感染症対策連絡協議会等を活用し、平時から県や他市町村、医療機関、医療関係団体等との意見交換や必要な調整を通じ、連携を強化する。
- ② 市は、県が実施する健康観察や生活支援への協力にあたり、迅速な対応が可能となるよう、平時から県との情報共有の具体的な手順や、支援体制（民間委託の活用を含む。）について協議、構築しておく。

第2節 初動期

【目的】

初動期は、市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

市は、県と連携しながら、有事体制への移行に向けた準備を進め、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

2-1. 有事体制への移行準備

- ① 市は、感染有事体制において想定される業務量に対応する人員確保に向けた準備を進めるとともに、感染症発生後速やかに、感染症対策部門における人員体制を整備する。
- ② 市は、感染症有事体制を構成する人員の参集、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。

第3節 対応期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、あらかじめ整理した関係機関との役割分担及び連携体制に基づき、市として求められる業務を適切に実施できる体制を確保するとともに、地域の関係機関と連携して感染症危機に対応し、市民の生命及び健康の保護に努める。

その際、感染症の特徴や感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応を行う。

3-1. 有事体制への移行

- ① 市は、感染症有事体制を確立するとともに、初動期から継続して、感染症対策部門における人員体制を整備する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生状況や感染拡大防止等に対する市民の理解促進を図るために必要な情報を県と共有する。

3-2. 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

第6章 物資

第1節 準備期

【目的】

感染症対策物資等は、有事に感染症対策を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 市は、国が定める備蓄品目及び備蓄水準を踏まえ、個人防護具及び感染症対策物資等の計画的な備蓄を行う。

また、国及び県からの要請や支援を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者が使用する個人防護具について、関係機関と連携しながら備蓄を進める。

第2節 初動期～対応期

【目的】

感染症対策物資等の不足により、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、準備期に引き続き、県と連携しながら、必要な感染症対策物資等の確保に努めるとともに、備蓄状況の把握や適切な管理を行う。

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、医療提供に必要な感染症対策物資等について、市及び市内医療機関等における備蓄・配置状況を随時確認する。

2-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足する場合には、県と連携し、近隣の地方公共団体や関係機関が備蓄する物資及び資材を相互に融通するなど、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、国や県による新型インフルエンザ等及びそのまん延の防止に関する措置の実施により、市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。

市は、国及び県と連携し、必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うとともに、市民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、市民生活及び地域経済への影響に関する情報を把握するとともに、国及び県、関係機関との連携や庁内での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄

① 市は、市行動計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

① 市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

② 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等での集団感染発生時の対応や、自然災害発生時の避難所における感染症対策について、庁内の関係部局や保健所との連携体制を構築する。

1-5. 火葬体制の構築

市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

第2節 初動期

【目的】

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に対し、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備を呼びかける。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び地域経済の安定を確保する。

2-1. 事業継続に向けた準備等の呼び掛け

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、従業員の健康管理の徹底、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等、感染拡大防止に必要な対策の準備をするよう呼び掛けるとともに、各事業者の業態を踏まえた感染対策等の準備についても呼び掛ける。

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の市民生活との関連が高い物資又は地域経済活動上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たって、消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう呼び掛ける。

2-3. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

【目的】

市は、国及び県と連携し、準備期での対応を基に、市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。

また、新型インフルエンザ等及びそのまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び地域経済の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び地域経済の安定を確保する。

3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼びかけ

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう呼び掛ける。

3-1-2. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及びそのまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-3. 生活支援を要する者への支援

市は、県と連携し、高齢者、障害者等の要配慮者等に対し、必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校施設の使用制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合には、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等について、教育DXを推進するなどして、必要な支援を行う。

3-1-5. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民生活及び地域経済の安定のため、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視を行うとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがある場合には、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあり、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切

な措置を国又は県が実施する場合は、これに協力する。

3-1-6. 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 市は、県を通じた国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

3-2. 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業継続に関する事業者への呼び掛け等

市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を呼び掛ける。また、必要に応じて、事業継続に資する情報の提供等を行う。

3-2-2. 事業者に対する支援

市は、国及び県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及びそのまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-3. 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活及び地域経済の安定のため市行動計画に基づき、以下の必要な措置を講ずる。

3-2-3-1. ごみ収集・処理

まん延時においても、一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正に行われるよう、必要な措置を講ずる。

3-2-3-2. 上下水道サービスの安定供給

まん延時においても、上下水道施設を適正に稼働させ、機能を維持するため、市職員及び委託業者による運用体制の確保等、必要な措置を講ずる。

3-2-3-3. 公共交通等の維持

まん延時においても、運送が適切に実施されるよう、関係機関と連携し、必要な措置を講ずる。